

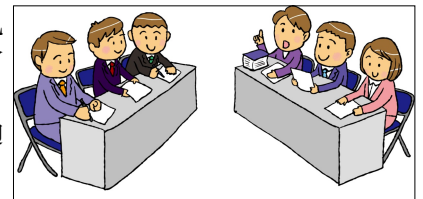
全教職員配布用

就業規則改正の説明会 & 連絡会を開催(1月12日)

就業規則改正の説明会では…

- ① 職員の定年年齢引き上げに伴う制度の整備について
- ② 職員宿舍改修・廃止計画の見直しについて
- ③ 国家公務員給与法開始への対応について
- ④ 専門業務型裁量労働制の要件や手続きについて

法人からは、総務部人事課 穴田課長、財務施設部施設企画課 杉本課長、労務管理草島課長、同女川課長補佐、総務部人事課 矢郷係長が出席し、組合からは、島田過半数代表者、大野副委員長、唐原書記長が出席しました。



連絡会とは…

富山県労委との和解成立後、正常な労使関係を維持するため、就業規則改正の説明会のあとに人事労務課との連絡会を開催し、労使交渉を行うべき案件について情報交換を行っているものです

① 職員の定年年齢引き上げに伴う制度の整備について

(1) 職員の定年を、R5. 4. 1から61歳、R7. 4. 1から62歳・・・と2年に1歳ずつ引き上げ、R13. 4. 1から65歳とする。

(2) 60歳に達した職員に役職定年制を導入する(一部例外あり)。

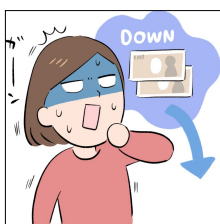
(3) 60歳に達した職員は、下記の3つの選択肢がある。

(a) 定年で退職(60歳に達した職員の給与は、その直前の7割水準)

(b) 定年前再雇用短時間勤務制→現行の短時間再雇用職員と同様の処遇

(c) 60歳、もしくは定年までの期間に退職(当分の間、定年に達したとみなしての退職手当)

(4) R5. 4. 1以降、新たに雇用する非常勤職員の最終雇用年齢は65歳とする。



② 職員宿舍改修・廃止の見直しについて

(1) 戸数の見直し→入居期限(5年)を考慮し、5年分の戸数のみ確保

(2) 廃止・維持する宿舍の選定→西田地方宿舍(A) 2号棟、西田地方宿舍(B) 1. 2. 3号棟のみ維持、五福宿舍、南太閤山宿舍は廃止

(3) 廃止時期猶予記期間5年(R6. 4. 1~R11. 3. 31)

(4) 廃止決定の土地の有効活用について



③ 国家公務員の給与法改正への対応について

(1) 月例給 昨年の4月にさかのぼり2月の給与で支払い

(2) 期末勤勉手当 年間4. 40月→4. 50月(0. 10月分引き上げ) 令和5年12月期から支給



④ 労働基準法施行規則(専門業務型裁量労働制)の要件や手続きについて

(1) 2月13日までに労使協定締結

(2) 2月中旬に対象者へ説明文書と同意書様式を送付

(3) 同意書回収・3月上旬までに(専門業務型裁量労働制の適用には全ての事業所において本人の同意が必要になります・この書類を無視すると裁量労働から外れます)

尚、回収方法については、紙にするかネットにするか、もう暫く検討されるようです。

五福事業所の過半数代表者の意見書は次ページ以降、参照してください。

就業規則改正の説明会後に、組合側からの災害時の対応について連絡会で懇談しました(連絡会からの項目は6項目ありましたが本日の説明会で宿舍の回収の件、裁量労働制の手続きについて説明があり、また予定の時間を過ぎましたので1点のみの質問になりました)

① 1月1日のような休暇中の災害時に停電となった場合、ICカードは使えず校舎に入れられないのでは? また、避難できる建物があっても中に入れられないのでは?

回答: まず五福小学校が海拔が低く避難場所ではない事。今回は津波で高い所へ逃げろという報道だったため、富大も海拔が低い事もあり避難してきた学生(20人)に高台の避難所へ連れて行くと言明したが、全員帰宅した。

杉谷には200人が押し寄せたと聞く。本学では黒田講堂の会議室に入ってもらい対応は出来ている。

ICカードは場所によって違うと思う(理学部は停電になると手で開けられる)。

なお、富大は1次避難所ではなく第3次指定避難所。先日の災害で食料の配布を検討したが近くのコンビニが営業していたのでやめた。

安否確認のメールが遅かったのは、災害時直後と経過後のタイミングが難しかったため。一度に出すとスパムになってしまう事もある。

意見書

令和6年1月15日

国立大学法人富山大学長
齋藤 滋 殿

令和5年12月19日付けをもって意見を求められ、令和6年1月12日に説明を受けた就業規則について、下記のとおり意見を提出します。

- ・職員の定年年齢引き上げに伴う制度の整備について
国家公務員に準ずる対応であり、賛成である。60歳退職、定年引き上げ、定年前再雇用短時間勤務と選択肢が増えるが、職員への周知が重要である。
- ・国家公務員給与法改正への対応について
人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準じており、待遇改善につながり賛成である。

以上

過半数代表者（五福事業場）

署名

（選出の方法：信任投票による選出）

意見書

令和6年1月23日

国立大学法人富山大学長
齋藤 滋 殿

令和6年1月9日付けをもって意見を求められ、令和6年1月12日に説明を受けた職員宿舎改修・廃止計画の見直し等について、下記のとおり意見を提出します。

職員宿舎は福利厚生施設として重要である。改修中止・廃止の理由として入居率低下を挙げているが、令和元年に職員宿舎の使用年限を5年限りと決めたこと自体が利用者減につながっており、入居率の低下は当然のことではないか。

新たに赴任する教職員にとって、職員宿舎は住居の選択肢として大変重要であり、優秀な人材確保の観点からも一定数以上の宿舎確保は今後とも必要である。

単に廃止宿舎の売却益や土地貸付による収入を得るのではなく、土地周辺の住民の同意も得られる宿舎整備計画を中長期的に進める必要があるのではないか。

このような観点から、職員宿舎の廃止については反対である。

以上

過半数代表者（五福事業場）

署名

（選出の方法：信任投票による選出）

五福キャンパスのみなさんへ

労働者の過半数代表選出の次期となりました

過半数代表者は、

1. 就業規則の作成・変更、
2. 労使協定の更新・変更、に必要です。

投票有資格者は、経営協議会委員以外の全ての教職員（常勤＋非常勤）です。経営協議会委員以外の管理職の方も信任状に署名できます。

信任署名をお願いします。



意見書

令和6年1月29日

国立大学法人富山大学長

齋藤 滋 殿

令和6年1月23日付けをもって意見を求められた就業規則について、下記のとおり意見を提出します。

・専門業務型裁量労働制の適用に関する本人同意確認について

令和6年4月1日から施行される労働基準法施行規則等の改正による、専門業務型裁量労働制の適用に関する本人同意と、同意撤回の手続きを定めるものであり、過半数代表者としては賛成でも反対でもない。

ただし適用者に対する丁寧な説明と、手続き上で不利益にならないような配慮が必要である。

以上

過半数代表者（五福事業場）

署名

（選出の方法：信任投票による選出）

**職場の環境を良くしませんか。
みなさんの「声」がたくさん集まると、労働条件等を改善する
大きな力になります。ぜひ、教職員組合にご加入ください。
非常勤職員の方も加入できます。**

